

## 論点② 議員の政治倫理

議会基本条例第7章「議員の政治倫理、身分及び待遇」(一部)

### 課題1 政治倫理規程の制定

政治倫理規程の制定	
①	<p><b>意見の集約</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 議会基本条例で定めている「議員の政治倫理」に対する議員の認識がバラバラである</li><li>・ 政治倫理規程については、平成24年度のワーキンググループ報告にもみられるように、さまざまな考え方や意見があり、そうした点をすべて考慮したうえで制定するのが本来の姿であると考え、まずは「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」を格上げするという方向性が現実的な対応として妥当である</li><li>・ 「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」を格上げする場合においても、議会基本条例の趣旨や内容に沿った修正を行う必要がある</li><li>・ 禁止規定を定めるだけでなく、議会基本条例に定める「議員の責務及び活動原則」を踏まえ、議員活動におけるモチベーションの向上等に資するような内容も加える必要がある</li></ul>
	<p><b>解決の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」を格上げするという方向で検討をすすめる</li><li>・ 検討の過程において、議会基本条例で定めている「議員の政治倫理」の意味合いを議員全員で確認・認識する場を設けるとともに、成文化にあたっては、議会基本条例の趣旨や内容、議員活動の充実や議員意識の向上等といった点に十分配慮する</li><li>・ 議会基本条例推進協議会、議会活動の評価等の取り組みを通じて、高山市議会の議員活動の「あるべき姿」を追いもとめるなかで、政治倫理規程の更なるステップアップを目指す</li></ul>

## 論点③ 議会活動の評価

議会基本条例第8章「議会活動の評価制度及び見直し手続き」

### 課題1 議会活動の評価

評価制度の確立	
①	<p><b>意見の集約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度ワーキンググループ報告「議会活動の評価・検証」にあるように、評価のレベルとしては、議員自らが行う評価、議会全体としての評価、市民・有識者等による外部評価があるが、取り組みやすい部分（簡易な方法による内部評価（議員自らが行う評価、議会全体としての評価））から取り組みを始め、徐々にステップアップするという姿勢でよい</li> <li>・議会基本条例で「少なくとも年1回、その評価を行う」としている以上、早急な取り組みが必要である</li> <li>・外部評価の必要性は認識するものの、実施にあたっては課題（外部者の議会活動に対する理解、人選、運用等）が多く、導入にあたっては十分な検討が必要である</li> <li>・理事者による評価といった視点も必要である</li> <li>・評価にあたっては、評価のレベルに応じた評価項目や評価基準の設定、あるいは評価の際の参考資料の作成等が必要となるが、そうした取り組みに資するためにも議会の概要や議会改革の取り組み等を取りまとめた議会白書の作成が必要である</li> <li>・議会基本条例で「評価結果に基づいて条例改正等の措置を講じる」としていることから、条例の各条項をベースにして評価項目を設定する必要がある</li> <li>・評価を議会活動におけるPDCAサイクルのなかに位置づけていくことが大事である（評価すること自体が目的ではない）</li> <li>・議会基本条例推進協議会の取り組みも議会活動の評価（議会全体の評価）の一態様として位置づけるべきである</li> </ul> <p><b>解決の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な方法（議会基本条例の各条項をベースとした評価項目、○×等の単純な評価基準等）による内部評価（議員自らが行う評価、議会全体の評価）というレベルから取り組み、徐々にステップアップする</li> <li>・評価の充実や評価レベルのステップアップに向け、議会の概要や議会改革の取り組み等を取りまとめた議会白書を作成する</li> <li>・評価結果に関して、議員全員で議論できる機会や場を議会基本条例推進協議会の取り組みのなかに位置づける</li> </ul>

